

○手形往来一札之事【会田家文書 No.三六二四】

【書き下し文】

手形往来一札之事

一、拙寺弟子圓（円）覺（覚） 寅三拾壹才

右之僧兼而地藏尊就信迎（仰）諸山

諸国江参籠ニ罷出申候處（処）

御関所無相違御通可被下候 若

行暮候ハ、止宿御頼申上候、萬（万）一相煩又者

病死等仕候ハ、早速御通達可被下候

為念手形往来、仍而如件

文化十五寅年三月 江戸芝

青松寺

学寮印

諸国

御関所

御役人中様

在町御役人中

○手形往来一札之事【会田家文書 No.三六二四】

【読み下し文】

てがたおうらいいつさつ
手形往来一札の事

ひとつ せつじでしえんかく とらさんじゅういつさい
一、拙寺弟子圓覺 寅三拾壹才

みぎ そうかね じぞうせんしんこう つつ しよさん
右の僧兼て地藏尊信迎に就いて諸山

しよこく さんろう まか いでもう そうろう
諸国へ参籠に罷り出申し候ところ、

おせきしよそういな おとお くだ そうろう
御関所相違無く御通し下さるべく候、 若し

ゆ く そうら ししゆくおたの もう あ そうろう まんいちあいわずら
行き暮れ候わば、止宿御頼み申し上げ候、萬一相煩い

また びようしなどつかまつ そうら さつそくごつうたつくだ そうろう
又は病死等 仕り候わば、早速御通達下さるべく候、

ねん てがたおうらい よ くだん じごと
念のため手形往来、仍つて件の如し

ぶんかじゆうごらどしきんがつ えどししば
文化十五寅年三月 江戸芝

せいしようじ
青松寺

がくりよう
学寮(印)

しよこく
諸国

おせきしよ
御関所

おやくにんちゆうさま
御役人中様

さいまちおやくにんちゆう
在町御役人中